

本県において、サービス管理責任者の実務経験として認めている事業を一覧にしたものです。

児童発達支援管理者の実務経験									
業務の範囲		分類	該当 番号	業 務 内 容	実務経験年数	研修受講に必要な 実務経験年数			
障害者（身体上 もしくは精神上 の障害があるこ と又は環境上の 理由により日常 生活を営むのに 支障がある者） 又は障害児（児 童福祉法第4条 第1項に規定す る児童）の保 健、医療、福 祉、就労、教育 の分野における 支援業務	①相談支援業務 自立に関する相 談に応じ、助 言、指導その 他の支援を行う業 務、その他これ に準ずる業務	A	1	施設等において相談支援業務に従事するもの（包括支援センター含む）	5年以上（かつ老 人福祉施設・医療 機関等以外での実 務経験が3年以上）	3年以上（かつ老 人福祉施設・医療 機関等以外での実 務経験が3年以上）			
			医療機関において相談支援業務に従事するの者で次のいずれかに該当する者						
			2	（1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）					
			3	（2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者					
			4	（3）国家資格等※1を有する者					
			5	（4）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者					
			6	就労支援に関する相談支援の業務に従事する者					
			7	学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者					
			8	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者					
			9	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
	②直接支援業務 入浴、排せつ、 食事、その他の 介護を行い、並 びに介護に関す	B	10	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	8年以上（かつ老 人福祉施設・医療 機関等以外での実 務経験が3年以上）	6年以上（かつ老 人福祉施設・医療 機関等以外での実 務経験が3年以上）			
			11	障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
			12	学校に従事する者					
			13	児童福祉等に関する施設、事業に従事する者					
			14	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
	③有資格者等	C	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数		5年以上（かつ老 人福祉施設・医療 機関等以外での実 務経験が3年以上）	3年以上（かつ老 人福祉施設・医療 機関等以外での実 務経験が3年以上）			
				（1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）					
			15	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者					
			16	障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
			17	学校に従事する者					
			18	児童福祉等に関する施設、事業に従事する者					
			19	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
				（2）訪問介護員（ホームヘルパー2級）以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者					
			20	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者					
			21	障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
			22	学校に従事する者					
			23	児童福祉等に関する施設、事業に従事する者					
			24	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
				(3)保育士					
			25	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者					
			26	障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
			27	学校に従事する者					
			28	児童福祉等に関する施設、事業に従事する者					
			29	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
				(4)児童指導員任用資格者					
			30	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者					
			31	障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者					
			32	学校に従事する者					
			33	児童福祉等に関する施設、事業に従事する者					
			34	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
			D				上記①の支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格※1による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	老人福祉施設・医 療機関等以外での 実務経験が3年以上	老人福祉施設・医 療機関等以外での 実務経験が1年以上
				35			施設及び医療機関等において介護業務に従事する者		
				36			障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		
				37			学校に従事する者		
				38			児童福祉等に関する施設、事業に従事する者		
	39	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者							

※1 国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことをいう。